

大分大学医学部看護学科ハラスメント対策委員会細則

平成30年7月11日制定

平成30年医学部細則第1-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進及びハラスメントの防止・対策に関する規程（平成16年規程第40号）に定めるもののほか、医学部看護学科（以下「看護学科」という。）におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に対応するために設置する大分大学医学部看護学科ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生」とは、看護学科及び医学系研究科修士課程看護学専攻の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生等（卒業、修了、退学等により学籍のない者を含む。）並びに公開講座の受講生をいう。
- (2) 「教員」とは、看護学科の教員（離職した者を含む。）をいう。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントに起因する問題を解決するための措置等に関すること。
- (2) ハラスメント対策に関する方針等の作成及びその評価に関すること。
- (3) ハラスメント防止の啓発及び教育に関すること。
- (4) ハラスメントの実態把握に関すること。
- (5) ハラスメントの相談対応に関すること。
- (6) その他ハラスメントの対応に関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部長
- (2) 看護学科長
- (3) 看護学科の教授 1人
- (4) 看護学科の准教授、講師又は学内講師 1人
- (5) 看護学科の助教又は助手 2人
- (6) 医学部の教員以外の教授 1人
- (7) 医学・病院事務部長
- (8) 学外者であって、看護学教育に関する識見を有するもの 1人

(9) その他医学部長が必要と認める者

2 第1項第3号から第6号, 第8号及び第9号の委員は, 医学部長が指名又は委嘱する。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は, 2年とする。ただし, 再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に, 委員長を置き, 医学部長をもって充てる。

2 委員長は, 委員会を代表し, その任務を総括する。

3 委員長が欠けたとき, 又は事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(事情の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは, ハラスメントの当事者又は関係者から事情を聴取することができる。

(ハラスメントの申出)

第8条 学生又は教員は, ハラスメントを受けた, 又は知り得たときは, 委員長に申し出ることができる。

(緊急措置)

第9条 委員会は, 前条の申出があった場合において, その内容に重大性かつ緊急性が認められるときは, あらかじめハラスメントを受けたとされる者の了解を得た上で, 次の各号に掲げる緊急措置をとることができる。

(1) 加害行為の差止め

(2) 被害を受けたとされる者への加害者の接近禁止又は講義室等への立ち入り禁止

(3) 修学及び就労環境を確保するため, 指導教員, 研究室及び就業場所の変更等の措置

(4) その他当該加害行為から生じる被害を早急に防止するために必要な措置

2 緊急を要する場合であって, 委員会が前項各号の措置をとることが困難なときは, 委員長がその措置をとることができる。この場合において, 委員長は当該措置後, 委員に対して緊急措置をとった理由並びに経過及び結果を報告しなければならない。

(配慮義務)

第10条 委員は, 当該ハラスメントに関係する者の名誉, プライバシーその他の人権を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員は、任期中及び退任後において、任務について知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年7月11日から施行する。

附 則 (令和3年医学部細則第1-1号)

この細則は、令和3年4月7日から施行する。